公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

平成28年12月22日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 院長 木村 健二郎

- 1. 競争に付する事項
- (1)業務名クラーク業務委託
- (2)業務内容仕様書による
- (3)履行期間平成29年4月1日~平成32年3月31日
- (4)履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院
- (5)選定方法 競争説明書に定める評価方法をもって行う。

2.参加資格

- (1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第5条及び第6条の規 定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」においてA、B、又はCの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 競争説明書の交付を受けた者であること。
- (4)次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この企画提案書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ 船員保険
 - 工 国民年金
 - 才 労働者災害補償保険
 - カ雇用保険

- (注) 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る)こと。
- (5) 他の病院(250床以上)での委託実績が3年以上あること。
- (6) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- 3. 提出書類
- (1) 競争参加資格確認申請書

≪添付書類≫

- ア 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の関東甲信越地域の競争参 加資格の写し
- イ 営業経歴書
- ウ 事業概況 (本社・営業所一覧所在地がわかる資料を含む)
- エ (法人の場合)登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し (個人の場合)申込者本人の住民票及び身分証明書の写し
- オ 法人税又は所得税及び消費税・地方消費税「その3の3」の納税証明書 並びに法人事業税・法人都民税の納税証明書写し
- カ 保険料納付に係る申立書及びこれを証する次の書類
 - ・ 直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本又は領収証書の写し若し くはこれに準ずる書類
 - ・ 直近 2 保険年度の労働保険料等加入・納入証明書又は労働保険料の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類
- キ (法人の場合) 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書) (個人の場合) 営業用純資本に関する書類及び収支計算書
- (2) 企画提案書
- (3) 見積書
- 4. 参加手続等
- (1)担当部署

〒108-8606東京都港区高輪3丁目10番11号 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 経理課 契約係 電話:03-3443-9191

- (2) 競争説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間

平成28年12月27日(火)から平成29年1月13日(金)午後3時

まで

但し、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日~1月3日) を除く

② 交付場所

(1) に同じ

※機密保持に関する誓約書(公告に添付)と引き換えに交付する。

- (3) 競争参加資格確認申請書、企画提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限

平成29年1月16日(月)午後3時まで

② 提出場所

(1) に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送 (郵送費用は、参加者の負担とする)

- (4) 見積書の開封日時及び場所
 - ① 開封日時

平成29年1月16日(月)午後4時

2 場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 4階会議室

(5) その他

資料の作成に係る費用は参加者の負担とし、提出された書類は原則として返却しない。

5. 契約相手方の決定方法等

提出された書類等により参加資格に必要な事項を満たす者から受理した企画提案書及び見積書をそれぞれ点数評価し、最高得点を獲得した者を第一交渉権者とする。優先交渉権者との協議が不調の場合には、次順位以下の評価点を得た者と順位に従い順次協議を行う。なお、契約内容は仕様書及び企画提案書に基づき決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

6. 結果通知

平成29年1月20日頃

7. 問い合わせ先

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 経理課 契約係

電 話:03-3443-9191 FAX:03-3443-3068

8. その他

- (1)契約手続きで使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金・・・・・免除
- (3) 契約書作成の要否・・・・・要
- (4) 虚偽の内容が記載されている企画提案書、見積書等の提出書類は無効。
- (5) 企画提案書のヒアリング等については必要に応じて実施する。

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 院 長 木村 健二郎 殿

住所 (所在地)

氏名(法人名) (代表者名)

印

______(以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院クラーク業務委託(以下「本件目的」という。)を行うにあたり、貴院から当社に対し て開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関して、以下各条のとおり誓約しま す。

(機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたり書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される本物件に関する一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
 - (1) 開示を受ける以前より自ら保持し、または第三者から入手していた情報
 - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、またはその後公知となった情報
 - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報
 - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報
 - (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報

(機密情報の取扱い期間)

第2条 貴院が存続する期間はもとより、病院名の変更、移転、運営母体の変更及び病院の廃止等、 いかなる場合においても本誓約書の効力は継続するものとします。

(表明及び保証)

- 第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性について何らの表明及び保証(明示か 黙示かを問わない。)を行わないことを当社は了承します。
 - 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対して損害賠償の請求、その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、 本誓約書において認められた場合を除き、第三者に対してこれを開示・漏洩・公表しませ ん。
 - 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要 最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対して、一切情報を開示 しません。また、情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後に おいても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講 じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲内の情報を開示することができるものとします。
 - (1) 顧問弁護士、会計監査人
 - (2)機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関して助言を求める会計士、その他外部の専門家
 - (3) 裁判所または行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合に おける当該官公署
 - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署または団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署または団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院または貴院の指定する者より交付を受けた 機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了した時または貴院より請求を受けた時には、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い、貴院に返還または当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合には、当社に対して損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第10条 本契約は、日本法を準拠法とし、本契約にかかる問題は日本法に従って取扱うものとします。
 - 2 当社は、本誓約書に関して争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上